

障支第 1740—2 号
令和 7 年 3 月 17 日

指定共同生活援助 管理者様

障害者支援課長

モデル運営規程の見直しについて（通知）

本県の障害福祉行政につきまして、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（厚生労働省令）の改正を受けて、県施行条例を改正したこと等に伴い、以下のとおりモデル運営規程を変更しました。

については、各施設・事業所様におかれましても適宜運営規程の見直しと、変更届出書の御提出をお願いします。

記

【見直しの基準について】

○令和 7 年度から義務化「地域連携推進会議の開催」

モデル運営規程第 16 条

事業所で地域連携推進会議を開催する場合と共同生活援助の質に係る外部の者による評価を公表する場合のどちらかの条文を選択してください。

担 当：施設支援担当

電 話：048-830-3314

FAX：048-830-4783